

平成23年6月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(件)第2166号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所立川支部平成22年(仮)第2292号)

平成23年5月30日口頭弁論終結

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控訴人 プロミス株式会社
同代表者 代表取締役 久保健也
同訴訟代理人 弁護士 福井達也

被控訴人

同訴訟代理人 弁護士 秋山努
主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である控訴人との間で継続的に金銭消費貸借取引を行い、原判決別紙1（以下「別紙計算書1」という。）の年月日欄、借入金額欄、弁済額欄記載のとおり、借入と弁済を繰り返してきた被控訴人が、控訴人に対し、平成18年法律第115号による改正前の利息制限法（以下「利息制限法」という。）1条1項所定の制

限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しているとして、過払金元利合計206万8940円及びうち元金合計158万3846円に対する取引終了日の翌日である平成16年2月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原判決が、被控訴人の過払金及び利息金の請求について、控訴人の悪意の受益者性を認めて、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した

2 前提事実、争点及び争点についての当事者の主張

前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の「1 前提事実（当事者間に争いがないか証拠等により容易に認められる事実）」、「2 争点」及び「3 争点に対する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人は、当審においても、悪意の受益者性（争点(1)）及び消滅時効（争点(2)）について、原審におけるのと同様の主張をしている。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する本件請求は理由があるから認容すべきものと判断する。

その理由は、原判決5頁28行目の「ただけのこと」を「というだけのこと」に改め、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 悪意の受益者性（争点(1)）について

控訴人は、被控訴人との間の基本契約の締結及び個別貸付の都度、貸金業法に定める17条書面を交付し、また被控訴人から弁済を受ける都度、18条書面を交付していたから、同法43条1項のみなし弁済が成立するものと認識するに至る「特段の事情」があるから民法704条にいう「悪意の受益者」に当たらない旨主張する。

そこで判断するに、貸金業法17条1項が、貸金業者につき、貸付けに係る契約を締結したときに、17条書面を交付すべき義務を定めた趣旨は、貸付けに係る合意の内容を書面化することで、貸金業者の業務の適性な運営を確保するとともに、後日になって当事者間に貸付に係る合意の内容をめぐつて紛争が発生するのを防止することにあると解されるから、貸金業法17条1項所定の事項の記載があるとして交付された書面の記載内容が正確でないときや明確でないときには、同法43条1項の適用要件を欠くというべきである（最高裁平成18年1月24日第三小法廷判決・民集60巻1号319頁参照）。すなわち、債務者が貸金業者に対してした金銭の支払が貸金業法43条1項によって有効な利息の債務の弁済とみなすことができるための要件として、貸金業者に求められている契約書面（17条書面）及び受取証書（18条書面）を交付していることといえるためには、これらの書面について、法が要求する全ての要件を充足する必要があるというべきである。

そこで、控訴人が提出した書面が、契約書面（17条書面）及び受取証書（18条書面）としての要件を充足するかについて検討する。控訴人が提出する基本契約書（乙イ1ないし5）は、いずれも貸付限度額の記載があるだけで、法17条1項所定の要件である「貸付金額」の記載がなく、同じく要件である「返済期間及び返済回数」の記載がない。また個別貸付時の明細書については、その控えはなく「サンプル書面」（乙イ8ないし11）により立証に代えるというにすぎず、これらの「サンプル書面」にも法17条1項所定の要件である「貸付の利率」、「返済の方式」、「返済期間及び返済回数」の記載がない。さらに、控訴人は18条書面についても「サンプル書面」（乙イ9の1ないし22）を提出しているにすぎず、そのサンプルの書式はバラバラであり、「契約年月日」、「契約番号」、「貸付金額」、「貸金業者の登録番号」などの記載がないものもあり、これらは18条1項所定の要件を欠いている。

したがって、控訴人が提出した証拠は、いずれも契約書面（17条書面）及び受取証書（18条書面）としての要件を充足するものとはいえず、また、関係証拠からは、控訴人において、契約書面及び受取証書を交付しなくても貸金業法43条1項のみなし弁済の規定の適用があるとの認識を有し、その認識を有するに至ったことについてのやむを得ないといえる特段の事情は認められない。

そうすると、控訴人は、過払金の取得について、悪意の受益者であったものというほかなく、民法704条所定の利息の支払義務を負うというべきである。

(2) 消滅時効の起算点（争点(2)）について

控訴人は、被控訴人との取引は平成6年6月2日の借入を最後にその後全く借入が行われておらず、当時の被控訴人の年齢（66歳）から、控訴人、被控訴人ともに新たな借入を予定せず、これを行わない前提であったのであり、過払金返還請求権は同日以降10年が経過した時点で時効により消滅した旨主張する。

そこで判断するに、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情のない限り、上記取引が終了したときから進行すると解するのが相当である（最高裁平成21年3月3日第三小法廷判決・裁判集民事230号167頁参照）。

本件においても、控訴人と被控訴人間において、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が締結され、多数回にわたり借入と弁済が繰り返され、この取引について利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されるところ、控訴人と被控訴人との間において平成6年6月2日の借

入を最後に新たな借入を行わないとの合意がされたことを認めるに足りる証拠はなく、また控訴人は貸付対象として65歳もしくは69歳までという年齢条件を掲げているとするが、昭和2年6月22日生まれの被控訴人は平成6年6月2日当時67歳の直前であるにもかかわらず、新たな借入がされていること、関係証拠によれば、控訴人は70歳以上の者に対しても新たな貸付けをしていることが認められる（甲2ないし7）。

以上によれば、平成6年6月2日の借入を最後に新たな借入を行わないとの合意がされたことを認めるに足りる証拠はなく、また被控訴人の年齢から今後の貸付がされないことが明らかであるとは言えず、控訴人と被控訴人の取引について上記特段の事情があると認めることは困難というほかない。

したがって、控訴人の平成6年6月2日以降、新たな借入を行わない前提ないし合意があり、同日から消滅時効が進行する特段の事情があり、過払金返還請求権は同日以降10年が経過した時点で時効により消滅した旨の主張は理由がない。

3 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本件請求は、理由があるから認容すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加藤 新太郎

裁判官 柴田 秀

裁判官 加藤美枝子

これは正本である。

平成 23 年 6 月 20 日

東京高等裁判所第 22 民事部

裁判所書記官 矢 作

健

